

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所

特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請
(核物質防護に関する組織体制見直しに伴う変更)
に係る審査について

令和4年5月9日

原子力規制委員会

1. 実施計画の変更認可申請

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 64 条の 3 第 2 項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（令和 4 年 4 月 28 日付け変更認可。以下「実施計画」という。）について、令和 4 年 1 月 14 日付け廃炉発官 R3 第 191 号（令和 4 年 4 月 26 日付け廃炉発官 R4 第 21 号で一部補正）をもって、核物質防護に関する組織体制見直しに伴う変更に係る実施計画の変更認可申請書（以下「変更認可申請」という。）の提出があった。

2. 変更認可申請の内容

東京電力は、同社が所有する柏崎刈羽原子力発電所の ID カード不正使用及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案への対策として、全社的に核物質防護部門の組織体制見直しを行い、それに伴い、福島第一原子力発電所においてもセキュリティ管理部を新たに設置する。

3. 審査の視点

原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）は、変更認可申請について、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成 24 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。）のうち、関連する「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たし、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であると認められるか^{※1}について審査を行った。

※1：原子炉等規制法第 64 条の 3 第 3 項

原子力規制委員会は、実施計画が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上十分でないとき、又は特定核燃料物質の防護上十分でないときは、前二項の認可をしてはならない

4. 審査の内容

措置を講ずべき事項のうち、「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」では、運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講じることにより、「Ⅱ. 設計、設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保すること、特に、事故や災害時等における緊急時の措置については、緊急事態への対処に加え、関係機関への連絡通報体制や緊急時における医療体制の整備等を行うこと、また、協力企業を含む社員や作業従事者に対する教育・訓練を的確に行い、その技量や能力

の維持向上を図ることを求めている。

変更認可申請は、福島第一原子力発電所長（以下「所長」という。）の直下にセキュリティ管理部を新設し、同部に周辺監視区域及び保全区域の境界の管理に関する業務を行う核セキュリティ運営管理グループ及び周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用に関する業務を行う核セキュリティ施設運用グループ（以下「2グループ」という。）を新設するとともに、サイバーセキュリティグループについては防災安全部からセキュリティ管理部へ移管し、計3グループにて核物質防護及びサイバーセキュリティに係る業務を行うとしている。また、今回新設する2グループの業務を担っていた防護管理グループは廃止するとしている。

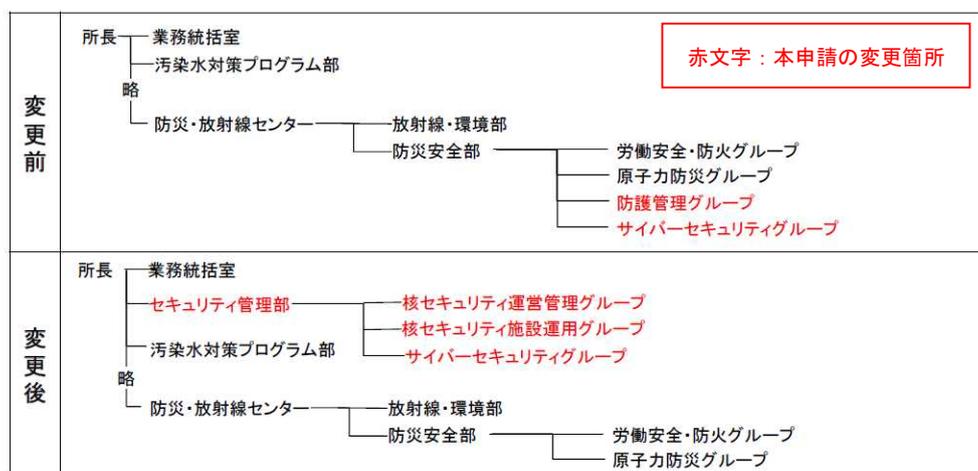


図1 組織図

規制委員会は、以下について確認した。

- 変更前の防災安全部長は、核物質防護及びサイバーセキュリティ並びに原子力防災等の統括管理を行っていたが、変更後、防災安全部長は原子力防災等を統括管理し、新設されるセキュリティ管理部長については、核物質防護及びサイバーセキュリティ業務に特化した統括管理となること及びセキュリティ管理部は所長直下の組織となるため、核物質防護及びサイバーセキュリティ業務について指揮命令系統がより明確となることでガバナンスの強化が図られること。
- 変更前において防護管理グループが行っていた業務は、2グループに移管されるが、この防護管理グループが行っていた業務については、業務単位で2グループに振り分けられ移管されるため、変更後においても業務遂行上問題がないこと及びグループマネージャーを除いた要員数についても変更がないことから、変更前の防護管理グループの業務が確実に実施できること。

- 変更前の防護管理グループが変更後、2グループとなることに伴い、グループマネージャーが1名増員となることでグループマネージャーによるグループ内の業務管理が強化されることにより、核物質防護業務の強化が図られること。
- 新設されるセキュリティ管理部に移管されるサイバーセキュリティグループは、従前のサイバーセキュリティグループで行われていた業務がそのまま移管され、変更後も業務内容及び要員数について変更がないことから、変更前のサイバーセキュリティグループの業務が確実に実施できること。
- 新設するセキュリティ管理部長及び増員されるグループマネージャーの人選については、セキュリティ業務の実務経験者かつ現在の保安業務従事者でない者から行うことから、保安に係る業務体制には影響を与えないこと。

以上のことから、核物質防護及びサイバーセキュリティに係る組織の整備が適切に行われ、保安に係る業務体制への影響が小さく、発電所組織全体の職務の遂行に支障がないと判断したことから「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たしていると評価する。

5. 審査結果

変更認可申請は、措置を講ずべき事項を満たしており、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分なものであると認められる。

以上